

認定事例

(災害補償課)

消防ポンプ操法訓練中に転倒し、両上肢を負傷し、療養を経て症状固定した後の後遺障害（第9級（併合））

1 災害を受けた者

F県G町消防団 班長
災害発生当時47歳 自営業

2 災害発生状況

N年6月2日20時00分ごろ、消防ポンプ操法訓練中、指揮者として操作指揮位置から火点指揮位置に向かって駆け足進行していたところ、他の団員の展張したホースと本人の移動方向が重なったため、このホースに気を取られて転倒し、両上肢を負傷

3 傷病名

右肘関節脱臼骨折、右尺骨鉤状突起骨折、右橈骨頭骨折、左橈骨骨幹部骨折、左下橈尺関節脱臼、左ガレアッチ骨折

4 経過

N年6月3日 右) 関節脱臼非観血的整復術[肘]、左) 関節脱臼非観血的整復術[手]、骨折非観血的整復術[前腕] 施行
6月14日 右) 関節内骨折観血的整復術[肘]、左) 骨折観血的手術[前腕] 施行
6月22日 右) 関節脱臼非観血的整復術[肘] 施行
7月3日 右) 骨折観血的手術[前腕] 施行
8月4日 右肘創外固定除去
翌年7月21日 治癒(右橈骨に人工骨頭、左前腕にプレートが埋入のまま)

5 残存する障害

- (1) 自覚症状 右手しびれ
- (2) 他覚症状 両肘可動域制限、右手筋萎縮
- (3) 神経障害 右尺骨神経障害(鷲手変形、

右手しびれ)

(4) 機能障害 次表のとおり

(単位:度)

部位	運動	参考	右 (他動)	左 (他動)	右 (自動)	左 (自動)
肘	屈曲	145	135	135	130	135
肘	伸展	5	-25	5	-25	5
前腕	回内	90	75	90	75	90
前腕	回外	90	50	90	50	90

(5) 予後所見 不変

【説明】

本件に関して、「障害の程度に関する証明書」で担当医から残存障害の可能性を指摘されているのは、左肘関節の機能障害、右肘関節・前腕の機能障害、右前腕の機能障害及び右尺骨神経麻痺である。

その上で、基金相談医に医学的知見を求めたところ、次のとおりであった。

まず、左肘関節については、橈骨にプレートが埋め込まれたままであるため、障害が残存している可能性は否定できないが、提出された可動域の測定結果を見ても、参考可動域と若干の相違があるだけなので、障害等級として評価するほどではない。

次に、右肘・右前腕については、右肘部分の橈骨頭において人工骨頭が埋め込まれているので、右肘の屈曲・伸展及び右前腕の回内・回外に機能障害が残存している可能性がある。そこで、この右肘関節の可動域の測定結果を、障害が残存している可能性が否定できない左肘ではなく、参考可動域と比較してみると、制限はあるものの、2分の1以下にまでは至っていないことがわかる。したがって、右肘の機能障害は、人工骨頭に置換され

認定事例

たことによる障害等級第10級に該当すると考えるのが妥当である。なお、右前腕の機能障害については、右肘の機能障害と比していずれか上位の等級で評価することとなっており、右前腕の機能障害が右肘の機能障害（第10級）を超えることはないため、考慮しなくて良い。

また、被災団員には右尺骨神経麻痺が残存しているようであり、当該麻痺は、前述の右肘の機能障害（橈骨側）と派生関係にない可能性があるため併合しても差し支えないが、当該麻痺による右前腕以下の尺骨側の機能障害と神経障害とは派生関係にあるため重いほうの障害で評価することになる。このうち、右前腕以下の機能障害については、各関節の機能に関する担当医所見もないことから、障害等級として評価するほどではないと考えるのが妥当であり、神経障害について、その内容を見ると、しびれ及び鷲手変形との担当医所見から相当な神経症状であることがわかる。それほどの神経症状があれば、強度の疼痛を示唆する担当医所見はないものの、疼痛があってもおかしくはない等の点から総合的に評価し、障害等級第12級に該当すると考えるのが妥当である。

したがって、結論としては、

- ① 左肘関節の機能障害は、障害等級に該当しない
- ② 右肘関節の機能障害は、障害等級第10級第10号に該当する
- ③ 右前腕の機能障害は、②と比していずれか上位の等級で評価することとなっており、②の等級を超えることはないため、考慮しなくて良い

④ 右尺骨神経障害については、右前腕以下の尺骨側の機能障害及び神経障害を生じさせるが（両者は派生関係）、機能障害は障害等級に該当せず、神経障害は障害等級第12級第13号に該当する

⑤ ②と④は併合しても差し支えないとなる。

以上のことから、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）第6条第6項第1号の規定に基づき、障害等級第10級第10号及び障害等級第12級第13号を併合し、1級繰り上げ、上記のとおり障害等級第9級と判断した。

【参 考】

○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令

（障害補償）

第6条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合には、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

5 障害等級に該当する程度の障害が2以上ある場合の障害等級は、重い障害に応ずる障害等級によるものとする。

6 次に掲げる場合の障害等級は、次の各号のうち非常勤消防団員等に最も有利なものによるものとする。

- 一 第13級以上に該当する障害が2以上ある場合には、前項の規定による障害等級の1級上位の障害等級

○ 障害等級の決定について

第1 基本的事項

2 基準政令第6条第5項、第6項及び第7項の取扱いについて

(1) 「障害等級に該当する程度の障害が2以上ある場合」とは、1の事故により、系列を異にする障害を2以上残した場合をいい、この場合においては、重い方の障害の等級により（基準政令第6条第5項）、又はその重い方の等級を1級ないし3級繰り上げて（基準政令第6条第6項）当該障害の等級を決定するものとする（併合）。ただし、次の場合にあっては、併合の方法を用いることなく等級を決定するものとする。

イ 1の障害に他の障害が通常派生する関係にあると認められる場合にあっては、そのうちの最も重い障害をもって1の障害として取り扱うものとする。

(例) 「1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残す」(第7級第10号)とともに、当該箇所「がん固な神経症状を残した」(第12級第13号)場合は、上位の等級である第7級をもって当該障害の等級と決定する。

第2 部位別障害等級決定の取扱い細目

V 神経系統の機能又は精神の障害

2 障害等級決定の基準

(3) 末梢神経障害

末梢神経麻痺に係る障害等級の決定は、原則として、損傷を受けた神経の支配する身体各部の器官における機能障害に係る等級により決定するものとする。

(7) 疼痛等感覚障害

ア 受傷部位の疼痛及び疼痛以外の感覚障害については、次により障害等級を決定するものとする。

(ア) 疼痛

a 「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」は、第12級とする。

b 「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」は、第14級とする。

Ⅸ 上肢(上肢及び手指)の障害

2 障害等級決定の基準

(1) 上肢の障害

イ 機能障害

(1) 「関節の用を廃したもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

c 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、その運動可能領域(それが適当でない場合は、参考可動域に

認定事例

よる。以下同じ。)が健側の運動可能領域の2分の1以下に制限されるもの

(ウ)「関節の機能に著しい障害を残すもの」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

b 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した関節のうち、上記(イ)のc以外のもの

3 併合等の取扱い

(2) 準用

次に掲げる場合にあっては、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、その結果、障害の序列を乱すこととなる場合は、その等級の直近上位又は直近下位の等級をもって決定するものとする。

ウ 次に掲げる場合にあっては、他の障害の等級を準用するものとする。

(ア) 前腕の回内・回外については、運動可能領域が健側の運動可能領域の4分の1以下に制限されているものは準用等級第10級、2分の1以下に制限されているものは準用等級第12級とする。

なお、回内・回外の運動可能領域の制限と同一上肢の関節の機能障害を残す場合は、併合の方法を用いて準用等級を定めるものとする。ただし、手関節部又はひじ関節部の骨折等により、手関節又はひじ関節の機能障害と回内・回外の運動可能領域の制限を残す場合は、いずれ

か上位の等級で決定するものとする。

○ 本件の関節可動域制限

- ① 肘関節参考可動域 150° (屈曲 145° + 伸展 5°) $\times 3/4 = 112.5^\circ$
 $112.5^\circ < 140^\circ$ (左屈曲 135° + 伸展 5°)
 $112.5^\circ > 110^\circ$ (右屈曲 135° + 伸展 $\triangle 25^\circ$)
- ② 肘関節参考可動域 150° (屈曲 145° + 伸展 5°) $\times 1/2 = 75^\circ$
 $75^\circ < 110^\circ$ (右屈曲 135° + 伸展 $\triangle 25^\circ$)
- ③ 前腕 参考可動域 180° (回内 90° + 回外 90°) $\times 3/4 = 90^\circ$
 $90^\circ < 125^\circ$ (右回内 75° + 回外 50°)